

2026年度

事業計画書



目 次

I. 事業運営の基本方針

II. 事業の具体的計画

第1部 競輪収益及び小型自動車競走収益による補助事業

1. 機械振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 公益事業振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、
企画立案並びに総合調整等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. 交付金の還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
5. その他競輪に関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、
企画立案並びに総合調整等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
2. オートレースに関する広報宣伝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
4. 交付金の還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
5. その他オートレースに関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第4部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

1. 競輪競技運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2. 競輪開催関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第5部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定かつ安全な運用管理及び開発事業

1. 次期車両情報システムの検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
2. 車両情報システムの安全な運用管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3. 車両情報システムの調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
4. その他車両情報システムに関する事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第6部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第7部 本財団の目的を達成するために必要な事業

1. 方針管理及び業務改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2. 組織機能の強化と事業の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
3. 事業の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
4. 不動産賃貸事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
5. 安定した法人運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

I. 事業運営の基本方針

競輪及びオートレースの事業は、第3次中期基本方針で定めた存在意義(Mission)、あるべき姿(Vision)、あるべき姿の実現に向けた取組(Value)に基づき、「4つの柱」のもと事業を推進する。

両事業の存在意義は「人々の心を動かす非日常を提供し、その売上・収益を社会に還元することにより、地域の活性化と社会課題の解決に寄与する」こととする。

競輪事業のあるべき姿は「社会・お客様からの信頼のもとに、メジャースポーツとしての競輪の価値と持続可能性を追求し、社会に貢献し続ける」とし、その実現に向けた4つの柱として「社会還元への浸透」「顧客の増加・エンゲージメント強化」「魅力的なレースの提供」「持続可能な競輪の運営」という重点施策を掲げた。競輪は、中期基本方針に則り、「事業基盤の強化と社会受容性の向上」を基本コンセプトに事業を推進する。

オートレース事業のあるべき姿は「お客様からの信頼を得られるレース運営と認知向上施策により市場拡大が図られ、持続可能なオートレースの開催と社会貢献の両立が出来る状態」とし、その実現に向けた4つの柱として「地方財政への貢献と社会還元への浸透」「事業体制の改編」「オートレースのリブランディング」「認知度向上と顧客エンゲージメント強化による市場拡大」という重点施策を掲げた。オートレースは、中期基本方針に則り、「事業基盤を一層強化するとともに、競技の信頼性と社会的意義を更に高め、持続可能な事業運営の実現」を目指し事業を推進する。

以上の方針に基づき、両競技は競技の魅力及び社会貢献のアピールを通じて、公営競技に対する社会的理解の醸成に継続的に取り組む。

補助事業については、地方自治体が施行する競輪及びオートレースの売上の一部による社会貢献の事業として、社会環境の変化を踏まえ、「チャレンジ」「チェンジ」をキーワードに補助方針を策定し、様々な社会的課題を解決するための取組を支援する。ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本法」の趣旨に則り、競輪施行者、オートレース施行者及び関係団体等と連携し、2025年3月に策定された「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に示された具体的施策を検討し実施する。

本財団は、「競輪・オートレースの持続的発展を通じて社会へ貢献していく」という経営理念や、法令遵守といった行動指針を常に意識しながら、方針管理及び業務改善(PDCA)の実践により組織の「基盤強化」に取り組む、財団において定めたパーパスに基づき、競輪及びオートレース事業を運営し、本財団の定款第3条の目的を達成する。

なお、競輪最高会議の決定のもと本財団が安全管理運用業務を任されている「車両情報システム」においては、2022年4月に移行した車両情報システム(以下「2022VIS」という。)におけるシステム障害の未然防止の観点からシステムの定期点検を実施し、発売機会損失の防止に努める。

また、2022VISの開発工程及び運用において得られた課題を踏まえつつ、次期車両情報システム(以下「2028VIS」という。)について、関係団体と連携しながら開発を進める。

「令和7年度産業構造審議会製造産業分科会車両競技小委員会」において示された、業界が定めた2026年度からの5年間の中期基本方針に掲げた目標を達成するために、本財団は、更なる組織の強化及び人材能力開発を図るとともに競輪振興法人、小型自動車競走振興法人、競技実施法人及び競輪の情報システムに関する事業の実施法人として、公正かつ安全な開催運営を確保しつつ事業を遂行し、競輪及びオートレース事業への取組を通じて社会に貢献する。

Ⅱ. 事業の具体的計画

第1部 競輪収益及び小型自動車競走収益による補助事業

1. 機械振興

(1)補助方針

補助事業の原資が競輪及びオートレース事業から生じている観点から、自転車、モーターサイクル、障がい者スポーツに関する機材等の開発、改良、調査、研究等への補助、施行者以外の地方自治体にも補助事業を通じて事業利益の均てんを図るべく、各都道府県における公設工業試験所の検査機器等の整備、より多くの者に支援を行き渡らせるよう、機械振興に寄与する研究に取組む研究者及び今後の機械振興に寄与する人材育成事業等への補助を行う。

福祉機器の整備については募集回数を2回とし、補助を行う。

2027年度の補助方針の策定にあたっては、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行いつつ、非常災害等の緊急的な対応を必要とする事業への支援についても言及する。

(2)機械振興補助事業の実施

「2026年度補助方針(2025年7月1日公示)」に基づき、機械振興補助事業を実施する。

(3)機械振興補助事業審査・評価委員会

①機械振興補助事業審査・評価委員会

機械振興補助事業の審査及び評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

②研究補助研究部会

研究補助の審査をより適正かつ円滑に実施するため、「機械振興補助事業審査・評価委員会」の一部の委員により構成される「研究補助研究部会」において、研究事業の

成果及び波及の妥当性、事業の独自性及び事業発展の具体性等を中心とした審査を行い、研究部会採否案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

(4)機械振興補助事業に関する情報発信の強化

地域における競輪、オートレースの社会的受容性向上及び補助事業の認知拡大を図るため、競輪、オートレース業界全体で以下のとおり機械振興補助事業のPRを行う。

- ・多様なメディアを効果的に活用した情報発信の拡充
- ・補助事業説明会及び補助事業制度説明をWEB、各地方自治体、競輪場、オートレース場及び専用場外車券売場で実施する。
- ・集客力のある商業施設等において、補助事業PRイベントを実施する。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容(事業成果)について、ホームページ、SNS及び各種PR制作物等を活用し積極的に公開する。

(5)機械振興補助事業の調査及び評価

機械振興補助事業の一層の透明性及び適正性を確保するため、補助事業の調査及び評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「自転車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第18条及び「小型自動車等機械振興事業に関する補助事業の選定の基準及び補助の方法に関する規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価をもとに、学識経験者等から構成される「機械振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「機械振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

2. 公益事業振興

(1) 補助方針

補助事業の原資が競輪及びオートレース事業から生じている観点から、トラック、ロードレース等の自転車競技、モーターサイクル競技への補助を行うとともに、社会的ニーズが高く、競輪及びオートレースの社会貢献の広報効果も期待できる、福祉車両や検診車の整備等に対する補助を行う。

また、上記の支援対象に加え、子どもの貧困やヤングケアラーの社会問題化への対応として、「子どもの居場所」作りなどに関する補助を行う。

福祉車両の整備については募集回数を2回とし、補助を行う。

2027年度の補助方針の策定にあたっては、「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」の議論を踏まえ、PDCAサイクルの一環である補助事業評価に基づき、社会の変化やニーズを捉え、必要な見直しを行いつつ、非常災害等の緊急的な対応を必要とする事業への支援についても言及する。

(2) 公益事業振興補助事業の実施

「2026年度補助方針(2025年7月1日公示)」に基づき、公益事業振興補助事業を実施する。

(3) 公益事業振興補助事業審査・評価委員会

公益事業振興補助事業の審査及び評価の実施にあたっては、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において、審査の透明性を確保するとともに、完了した補助事業の評価を行う。

(4) 公益事業振興補助事業に関する情報発信の強化

地域における競輪、オートレースの社会的受容性向上及び補助事業の認知拡大を図るため、競輪、オートレース業界全体で以下のとおり公益事業振興補助事業のPRを行う。

- ・多様なメディアを効果的に活用した情報発信の拡充
- ・補助事業説明会及び補助事業制度説明をWEB、各地方自治体、競輪場、オートレース場及び専用場外車券売場で実施する。
- ・集客力のある商業施設等において補助事業PRイベントを実施する。

また、補助事業評価の一環として、完了した個々の補助事業の活動内容(事業成果)について、ホームページ、SNS及び各種PR制作物等を活用し積極的に公開する。

(5) 公益事業振興補助事業の調査及び評価

公益事業振興補助事業の一層の透明性及び適正性を確保するため、補助事業の調査

及び評価を次のとおり実施する。

①補助事業完了後における調査及び補助金の額の確定

事業完了の報告があった補助事業について、「競輪公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第18条及び「オートレース公益資金による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」第18条に基づいて調査を行い、必要に応じて外部監査法人を用いた調査を実施し、速やかに補助金の額を確定する。

②補助事業の評価

補助事業者による自己評価、本財団による事務局評価をもとに、学識経験者等から構成される「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」において補助事業全体の評価を行う。

また、補助事業の評価の一環として、完了した補助事業の活動内容や導入機器等の利用状況を広く周知する。

③補助事業審査・評価委員会評価作業部会

補助事業の評価に係る業務を効率的かつ効果的に行うため、評価に関する知見を有する有識者による「補助事業審査・評価委員会評価作業部会」において、評価スキームに基づき、JKA補助事業の取組に関する評価を行い、作業部会案を「公益事業振興補助事業審査・評価委員会」に附議する。

第2部 競輪運営支援業務

1. 競輪の振興、国際化及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整等

(1)お客様の満足度を向上させ、利用拡大を図るための施策

インターネット投票の拡大を踏まえて、各種売上データ等の活用による詳細な情報分析を行い、お客様のニーズを先取りした施策の調査研究等を実施するとともに、課題解決に向けた市場調査や売上分析強化を継続し、以下の取組により中期基本方針の施策の実現を図る。

①お客様のニーズに合わせた開催の実施協力及び調査研究等

お客様のニーズ及び売上構造の変化並びにこれまでの売上増加要因の分析を踏まえ、2028VISの実装機能を活用した持続可能な開催枠組みの検討に係る調査研究及び企画立案等を行う。

また、お客様が1日を通して競輪の車券購入を楽しめるよう、以下の施策に取り組むことで、購入機会を増やし、新規のお客様の獲得と売上向上に繋げる。

- ・既存の顧客ニーズに応えるとともに、将来の需要創出を目的として、グレード、車立てによって多様化された商品を効果的に配置するための各種施策の企画立案
- ・お客様の投票機会を拡大し、サービス向上及び売上増加を図るため全国的に実施している、発走時刻調整の検証
- ・顧客層、商品嗜好並びに売上構造の変化に応じた商品の提供を目的とした3日制2節GⅢ及び男子選手による先頭固定競走(インターナショナル)の試行実施及び検証
- ・新規顧客の獲得並びに施策を通じた国際交流、競輪のスポーツ性の高揚による競輪の国際的認知及びステータス向上を目的とした競輪ワールドシリーズの検証

②競輪施行者との連携強化

競輪施行者と情報及び意見の交換等を行うことで連携を強化し、各競輪場の定性的な情報収集を行い、様々なお客様のニーズに対応する各種施策に関する調査研究を拡充するとともに、施行者の実施する競輪場の活性化と新規お客様の獲得等について各種施策をサポートする。

③民間事業者等との連携強化

民間事業者等と情報及び意見の交換等を行うことで連携を強化し、お客様の購買動向等の調査を実施するほか、専用場外車券売場活性化のための各種施策について調査研究を実施する。

④海外有力選手招へいによる競輪の活性化

海外の自転車競技で活躍する外国人選手が参加する競輪ワールドシリーズの実施に向けて、引き続き関係団体と協議する。

⑤世界を目指す選手の強化事業への協力

公益財団法人日本自転車競技連盟(以下「JCF」という。)、JCFの下部組織であるハイパフォーマンスセンターオブジャパンサイクリング(以下「HPCJC」という。)及び一般財団法人日本サイクルスポーツセンターが実施する国際大会に向けた選手強化事業及び自転車競技の普及のための事業に引き続き協力する。

また、日本競輪選手養成所(以下「JIK」という。)に在籍する選手候補生の訓練において、トレーニングプログラムに外国人コーチ及びHPCJCのノウハウを導入することにより、世界に羽ばたくスター選手を育成するほか、出身地域に密着した選手を活用したプロモーション活動について理解を養い、新規のお客様の獲得及び売上向上を目指す。

(2)競輪活性化のための調査研究

①お客様のニーズ調査

競輪場、専用場外車券売場及びインターネットによる車券の発売等におけるお客様のニーズ及び売上増加要因に関する調査分析を実施し、その結果を競輪活性化の各種施策の策定に活用する。

②社会状況の変化に対応する調査研究

社会状況等の変化や、物価高騰等による景況感の変化が競輪事業へ及ぼす影響について、調査研究を実施する。

③自転車競技者の拡大に向けた調査研究

自転車競技者の拡大を通じて自転車に関する事業の振興を図るための調査研究事業として、男子、女子、ジュニア層及び指導者を対象にトラックサイクリングキャンプ等を実施するとともに、各地域での自転車競技の普及を促進するため、地域密着型ロードチームと連携し、競輪場を活用した自転車スクールを実施する。

また、地域における競輪及び自転車競技の認知拡大を目的として、伊豆事業所並びに伊豆事業所近隣地域に所在する自転車関連資源の価値向上及び活用に関する調査研究を実施する。

④各種スポーツ大会における調査研究

マウンテンバイク、BMX、ロードレース、トラックレース大会及び自転車イベント等を活用し、自転車競技の人気を競輪に波及させるための調査研究を実施する。また、自転車競技のみならず、競輪と親和性があると考えられるスポーツのイベントにも範囲を広げ、競輪の市場拡大に係る調査研究を実施する。

⑤競輪の認知拡大のためのデジタル技術の活用に係る調査研究

デジタル技術を活用したレース体験の提供など、競輪の認知拡大を目的とした新たな取組への調査研究を行う。

⑥ポテンシャルエリアにおける認知度拡大に関する調査研究

競輪場や専用場外車券売場が存在しない地域など、競輪との接点が相対的に少ない地域を対象として、競輪の認知度向上を図る観点から、新たな情報発信手法やイベント活用の可能性等について調査研究を行う。

⑦海外への情報発信に向けた調査研究

競輪の国際的な認知度向上に向けた取組の基礎とするため、海外における競輪の認知状況及びイメージの現状を把握するとともに、外国人観光客の動向や各国の法規制等に関する基礎情報の調査・整理を行い、今後の海外向け情報発信や訴求内容の検討

に資する調査研究を実施する。

2. 競輪その他自転車競技に関する広報宣伝

(1) お客様の満足度を向上させ、利用拡大を図るための施策

① 効果的かつ効率的な広報事業の展開

中期基本方針に基づき策定された競輪業界の横断的なプロモーション戦略により、競輪の「スポーツ性」や「メジャー性」を積極的にPRし、スポーツとしての競輪の認知拡大を図り、興味を喚起する。また、地方財政への貢献、機械振興及び公益増進といった競輪の持つ公益性も併せて発信し、競輪のブランディングを強化するため、以下の施策を推進する。

- ・競輪の公益性を含め、競輪への好感を生み出すCMを制作し、テレビ、WEB、SNS及び屋外広告での連動性を持たせた露出によりイメージの蓄積を図り、競輪との接触機会を増加させることで売上向上のための基盤を拡大する。
- ・地上波テレビ放送をキー局とした全国ネットや特別競輪等のネット配信でライブ中継を実施する。
- ・インフルエンサー等を活用したインターネット動画の制作や配信、VRの活用及び地元企業とのコラボレーションや競輪等疑似体験イベント等の開催により、若年層及びファミリー層の競輪への参加促進を図る。
- ・スポーツ紙(デジタルコンテンツ含む。)によるお客様向けの情報提供を継続し、全発売チャンネルにおける車券購入機会の増加を図る。
- ・他スポーツとコラボレーションした施策の実施や、ポテンシャルエリアでのイベント実施により、競輪及び補助事業の認知拡大を図る。
- ・SNSを活用した各種オフィシャルサイトのコンテンツに係る情報発信を強化し、新規会員の獲得を図るとともに、特別競輪開催施行者との協業によるSNSその他インターネットを活用した当該特別競輪に関するPRや国際大会を契機としたPRを拡大し、補助事業の認知拡大を図るとともに競輪のプロモーションの充実を図る。

② 競輪施行者、民間事業者等との連携強化

競輪施行者、民間事業者等との連携を強化し、以下の施策を推進する。

- ・競輪施行者、民間事業者等及び一般社団法人日本競輪選手会(以下「日競選」という。)支部が行う地元メディアに対するプロモーション活動等と連携し、競輪の社会貢献、スポーツ性の訴求により競輪場のプレゼンスを高め、競輪のイメージアップ、認知拡大を図る。
- ・選手を活用したプロモーション等と連携することにより競輪場、専用場外車券売場への来場促進や新規のお客様獲得等に協力し、イベントや観戦ツアー等を通じて来場価値を高める。

- ・「JKA競輪活性化支援事業」を活用し、競輪施行者及び専用場外車券売場が実施する事業のうち、第3次中期基本方針の推進に資すると認められる取組について支援を行う。
- ・特別競輪等において、公正かつ安全な開催運営等に留意しつつ報道機関との連携を密にし、競輪施行者が行う報道への協力を行う。
- ・ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本法」の趣旨に則り、競輪施行者、オートレース施行者及び関係団体等と連携し、競輪業界として策定した「広告・宣伝指針」を遵守し、デジタルサイネージ等を利用したお客様への周知や注意喚起等を実施するほか、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に示された具体的施策を検討し実施する。
- ・競輪場及び専用場外車券売場に対する実地調査に併せて、当該場のギャンブル等依存症対策の実施状況について確認する。

③情報提供の充実

情報提供を充実させるため以下の施策を実施する。

- ・お客様の利便性向上のため、KEIRIN. JP、月刊競輪WEBにおいて、競輪に関する各種情報を提供する。
- ・世界選手権等の国際自転車競技大会で活躍する競輪選手のプロモーションを行うとともに、選手の地元メディア等での露出や記事掲載を企図したパブリシティ活動を強化する等、「競輪」と「ケイリン」を関連づけた「スポーツ性」に重点をおいたプロモーションの展開により、認知拡大を図る。
- ・ガールズケイリンの更なるイメージアップ及び認知拡大のため、G I 中継を実施するとともに「プロスポーツ競技のまんなかへ」をコンセプトに各種メディアやイベント等でPRを実施する。
- ・補助事業及び競輪のイメージアップを目的とした効果的なPRを各種メディアにおいて展開する。
- ・外国人選手が出走する際には、当該選手及び開催等に関する情報を積極的に発信することで、自転車競技愛好層の注目を集め、新規のお客様の獲得を目指す。

④選手の表彰

年間の競走成績が優秀な選手及び功労があった選手の表彰式典を実施し、競輪のお客様や有識者にご列席いただくことで、競輪の社会的意義や認知拡大を図る。

3. 競輪の公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに自転車の登録

① 審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の削除を実施する。
また、知識及び経験等その能力に応じて級別の認定を実施する。

②選手の登録

選手の検定、登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

③自転車の登録

自転車の登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

(2)検車員、先頭誘導選手、ペーサー及び自転車の部品の認定

①検車員の認定

検車員の認定及び認定の取消を実施する。

②先頭誘導選手の認定

先頭誘導選手の認定及び認定の取消を実施する。

③ペーサーの認定

250競走におけるペーサーの認定及び認定の取消を実施する。

④自転車の部品の認定

自転車の部品の認定及び認定の取消を実施する。

(3)競輪の実施方法を定めることに関する事業

競技の公正かつ円滑な実施を図るため、競輪の実施方法の更なる改善研究を行い、審判、選手管理、番組編成及び検車の各業務に係る諸会議を実施し、各競技実施法人との連携強化を図る。

(4)選手の出場あっせん及び級班の決定

①選手の出場あっせん

競輪に出場する選手のあっせんを実施する。

②選手の級班の決定

選手の競走成績を審査期毎に審査し、級班を決定する。

(5)開催執務員及び選手の養成及び訓練

①開催執務員の養成及び訓練

ア. 養成

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識及び技能を修得させるため、養成教育を実施する。

また、検車員になろうとする者に対する養成教育を実施する。

イ. 訓練

審判員のうち基幹業務に携わろうとする者に対して、基幹審判員講習会を実施する。

また、新たに審判長となる者に対して、新任審判長研修を実施する。

②選手の養成及び訓練

ア. 養成

第131回選手候補生及び第132回選手候補生(女子第16回選手候補生)の養成を、「NKG(現JIK)教育再検討研究プロジェクト」の提言により改善された規程及びカリキュラム等により実施する。

養成訓練内容は、ナショナルチームのトレーニング理論や、現役選手で良好な成績を上げている者の在籍時の訓練データをベースにした、養成カリキュラムを編成し行うほか、JKA250競走路における訓練を実施する。

脚力と精神力を兼ね備え、かつ品性に優れプロ意識を持った競輪選手の輩出を目標とし、優れた競輪選手を育成するため、記録会等で優秀な成績を収めた選手候補生を優遇する。

なお、安全かつ安定的な養成訓練に資するため、養成期間中の候補生の健康管理のための感染症予防に対する必要な措置を講ずる。

イ. 訓練

競輪の公正安全確保と競技秩序の維持を図るため、「自転車競走競技規則」(以下「競技規則」という。)の遵守とモラル意識の向上を主眼として教育指導を実施する。

教育指導にあたっては、落車事故の防止に取り組むとともに、生活習慣病についての指導、アンチ・ドーピングやハラスメント防止については動画教材等を用いた一層の啓発及びSNS等の情報発信の内容に関し注意喚起を行い、事故及び事件の防止を目指し、競輪の社会的地位の向上を図る。併せて選手の能力向上を図るため、トレーニング理論の周知を実施する。

また、女子選手のレベルの底上げ並びに女性アスリートとしての知識の向上を図るため、日競選と連携し、女子選手に対する講習会を実施する。

250競走については、2025年10月以降開催休止になっていることから、状況に応じて参加希望選手に対し、250競走の概要及び競技規則の講習並びに250メートル

競走路での走行能力の確認を実施する。

加えて、競輪ルーキーシリーズにおいて、失格または重大走行注意の判定を受けた選手に対し、競技規則の遵守と競技秩序の維持を目的として再教育研修を実施する。

更に、選手の果たすべき責任と役割、関係諸規則の遵守及び適正走行の維持励行を共通指導事項とする日競選が行う技能訓練、新人教育訓練及び特別指導訓練等の事業に対して助成を実施する。

ウ. 選手候補生募集及び競輪選手志望者の拡大

第133回選手候補生及び第134回選手候補生(女子第17回選手候補生)の募集を実施する。

募集にあたっては、JIKのホームページ等に掲載する関連情報を充実させるとともに、競輪選手が職業として認知されるよう、WEBやSNSを活用したJIK紹介動画等に加え、対面形式での説明会を実施し、在籍時に優秀な成績を収めた選手候補生を優遇する報奨金制度について周知する等して応募者の増加を図る。

また、競輪選手志望者数の増加と優秀な人材の確保を目的として、自転車型運動能力測定機器を活用したイベントを通じて、他スポーツ選手へのPRを含め、大学、高等学校及び競輪場等でタレント発掘事業を積極的に展開し、併せてJIKトレーニングキャンプ(入所試験体験)、JIKオープンキャンパス(養成所施設見学会及び入所説明会)を開催する。

(6)事故防止と公正確保

競輪の競走について、公正安全かつ円滑な実施を確保する観点から、競走において落車を伴う失格行為等があった選手及び違反点数の累積が一定の基準に達した選手に対しては、出場あっせんをしない処置を実施する。

また、選手への注意喚起メールの配信及びコンプライアンスチェックの実施により公正安全を確保するほか、競走及び競走外において不適正な行為があった選手に対しては、必要な調査、情報収集を行い、登録削除、出場あっせん規制等の適切な措置を実施する。

(7)各種感染症への対応と対策

公正かつ安全な開催の実施を実現するため、コロナ禍で得た感染症対策の知見を活かし、各種感染症の感染拡大状況に応じ、適切な対策を講じる。

(8)選手の身体検査

選手が、競輪の競走に出場するために必要とされる身体機能及び健康状態を有していることを確認し、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため、全選手を対象として年1回

の身体検査を実施する。

(9)ドーピング・コントロールへの取組

選手の薬害からの保護及び競走の公正安全確保を図るため、世界アンチドーピングに基づく検査を、昨年度同一水準を維持しつつ検査を引き続き行う。

(10)選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を実施する。

(11)競輪場、専用場外車券売場の施設に係る業務

競輪場及び専用場外車券売場に対する実地調査については、「競輪に係る業務の方法に関する規程」第152条に基づき、施設関係法令及び通達との適合状況等について確認を行い、所轄経済産業局へ報告する。

なお、調査の結果、競輪の公正または安全を確保するため必要があると認めるときは、当該競輪施行者または設置者に改善を求める。

更に、新規のお客様獲得に向けた施設環境等の整備について「施設改善指針」に沿った改善がなされるよう積極的に助言を行うとともに、時代に即した施設の在り方についてお客様目線で検証を行う。

新規専用場外車券売場の設置については、所轄経済産業局が行う設置許可に対して協力をを行うとともに、市場規模、集客性、収益性、利便性、地域貢献及び市場開拓の可能性等について、新規専用場外車券売場の設置を検討する競輪施行者等に対して助言を行う。

4. 交付金の還付

2025年度の競輪事業の収支が赤字であった競輪施行者に対して、「自転車競技法」第17条の規定に基づき交付金を還付する。

5. その他競輪に関する事業

JIKの施設は、選手養成機能のみならず、世界基準での競技力向上を目指す先端トレーニングを追求する環境であるとともに、外部の希望者が利用できる開かれたものであることが求められている。世界でも戦える強い競輪選手を養成することや自転車競技者等の競技力向上を目的として、他団体との連携を強化し、ジェンダー及び社会環境の変化等にも留意しながら、科学的トレーニングの推進が可能な施設の建設に向けた伊豆事業所の整備計画を推進する。

なお、上記以外の競輪関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

第3部 小型自動車競走運営支援事業

1. オートレースの振興及び効率的な実施のための施策の調査研究、企画立案並びに総合調整等

(1)お客様の満足度を向上させ利用拡大を図るための施策

インターネット投票の拡大により増加したお客様の継続的な支持を得るため、各種売上データ等の活用による詳細な情報分析を行い、お客様の体験価値向上に向けた施策及び、お客様のニーズを先取りした施策の調査研究等を実施するとともに、課題解決に向けた市場調査や売上分析強化を継続し、以下の取組により中期基本方針の施策の実現を図る。

①お客様のニーズに合わせた開催の実施協力及び調査研究等

お客様が1日を通してオートレースの車券購入を楽しめるよう以下の幅広い施策に取り組むことで、購入機会を増やし、新規のお客様の獲得と売上向上に繋げる。

- ・売上分析に基づく開催日程や発走時刻の最適化
- ・競走体系、SG競走等の開催内容の整理及び見直しの検討
- ・実力のある新人選手による早期活躍の可能性を検討
- ・ガールズ戦の魅力向上策の検討

②オートレース施行者との連携強化

オートレース施行者と情報及び意見の交換等を行うことで連携を強化し、各オートレース場の定性的な情報収集を行い、様々なお客様のニーズに対応する各種施策に関する調査研究を拡充する。

③民間事業者等との連携強化

民間事業者等と情報及び意見の交換等を行うことで連携を強化し、お客様の購買動向等の調査を実施するほか、専用場外車券売場活性化のための各種施策について調査研究を実施する。

④インターネット投票の拡大

インターネット投票を中心に発売を行うミッドナイト競走、川口ナイトレース、伊勢崎アフター5ナイター、浜松アーリーレース及びミッドナイトグレードレースの実施に協力することで、お客様のインターネット投票の機会を増やし、売上向上を図る。

また、初心者向け動画の配信等、情報コンテンツの拡充により、新規顧客の定着促進及びAUTORACE. JPをはじめとするインターネット投票の車券発売について販売促進をサポートする。

(2)オートレース活性化のための調査研究

①お客様のニーズ調査

オートレース場、専用場外車券売場及びインターネットによる車券の発売等におけるお客様のニーズ及び売上増加要因に関する調査分析を実施し、オートレース活性化のための各種施策の策定に活用する。

②社会状況の変化に対応する調査研究

社会状況等の変化や、物価高騰等による景況感の変化がオートレース事業へ及ぼす影響について、調査研究を実施する。

③映像提供の充実に向けた調査研究

車載カメラ映像等を活用し、映像提供の充実に向けた調査研究を実施する。

④オートレース基幹システム(ASCシステム)の改良

2029年度のASCシステム更改に向け、スケジュールの策定、要件定義の作成及び機能実装に向けた進捗管理を行う。

⑤競走車の改善研究等

公正安全なレースを継続するための現用エンジン及び車体の改善についての調査研究やオートレースを取り巻く環境変化に応じた競走車の改善について調査研究事業を実施する。

2. オートレースに関する広報宣伝

(1)お客様の満足度を向上させ利用拡大を図るための施策

①効果的かつ効率的な広報事業の展開

中期基本方針に基づき実施するオートレース業界の横断的なプロモーションにより、若年層を中心とした幅広い層に訴求出来るようイメージアップを図り、オートレースの露出拡大に資する各種プロモーションを展開する。

また、地方財政への貢献、機械振興及び公益増進といったオートレースの持つ公益性も併せて発信し、以下の施策を推進する。

・オートレース選手を活用し、オートレースの魅力を伝える動画コンテンツを制作し、SNSにおいて配信するほか、新規顧客の獲得を目指し、オートレース選手を各種メディアに露出する取組を行う。

また、WEB等を活用して、オートレースに関する各種情報を積極的に拡散し、オートレースの魅力を高めていく。

・各オートレース場のレース映像を、場間場外発売実施場、CS放送、AUTORACE. JP及びインターネット動画共有サービス等に配信するサポートを行う。

- ・各種媒体にブランディングCMやオートレース選手の魅力を伝えるCMを展開し、オートレースとの接触機会増加を図る。
- ・オートレースVRマシンを活用し、モータースポーツとしてのオートレースを体感できるサービスを実施する。
- ・補助事業及びオートレースのイメージアップを目的とした効果的なPRを各種メディアにおいて展開する。

②オートレース施行者、民間事業者等との連携強化

中期基本方針における認知度向上と顧客エンゲージメント強化による市場拡大策に基づき、施行者、民間事業者等との連携を強化し、インターネットでオートレースに接点を持った顧客の定着化と来場者促進を図るため、オートレース場、専用場外車券売場等でのイベントを施行者や関係団体と協力し実施していく。

- ・オートレース選手を活用したイベントをオートレース場、専用場外車券売場等で実施するほか、引き続きオートレース場でのモータースポーツイベント等も実施していく。
- ・専用場外車券売場を利用するお客様に対して、オートレース場への招待イベントやWEB解説会の実施等、売上向上に資するプロモーションを実施する。
- ・SG開催等においてオートレース施行者が行う報道への協力として、公正かつ安全な開催運営等に留意しつつ報道機関との連携を密にし、広報資料の提供等に関する事務を行う。
- ・ギャンブル等依存症対策については、「ギャンブル等依存症対策基本法」の趣旨に則り、オートレース施行者、競輪施行者及び関係団体等と連携し、オートレース業界として策定した「広告・宣伝指針」を遵守し、デジタルサイネージ等を利用したお客様への周知や注意喚起等を実施するほか、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に示された具体的施策を検討し実施する。
- ・オートレース場及び専用場外車券売場に対する実地調査に併せて、当該場のギャンブル等依存症対策の実施状況について確認する。

③インターネット投票の利便性向上による利用者拡大

AUTORACE. JP投票サイトの利便性向上のための調査結果をもとに、サイトの機能改善について運営者へ提案を行う。

④選手の表彰

年間の競走成績が優秀な選手及び功労があった選手の表彰式典を実施し、オートレースのお客様や有識者にご列席いただくことで、オートレースの社会的意義や認知拡大を図る。

3. オートレースの公正かつ円滑な実施に資する事業

(1) 審判員及び選手の検定及び登録並びに競走車の登録

① 審判員の登録

審判員の検定、登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

② 選手の登録

選手の検定、登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

③ 競走車の登録

競走車の登録、登録更新及び登録の削除を実施する。

(2) 競走車の部品の認定

競走車の部品の認定及び認定の取消を実施する。

(3) オートレースの実施方法を定めることに関する事業

競技の公正かつ円滑な実施を図るため、オートレースの実施方法の更なる改善研究を行い、審判、選手管理、番組編成及び検査の各業務に係る諸会議を実施し、各競技実施法人との連携強化を図る。

(4) 選手の出場あっせん及び級別の決定

① 選手の出場あっせん

オートレースに出場する選手のあっせんを実施する。

② 選手の級別の決定

選手の競走成績を審査期間毎に審査して、級別を決定する。

(5) 審判員及び選手の養成及び訓練等

① 審判員の養成及び訓練等

ア. 養成

審判員になろうとする者に対して、専門的な知識及び技能を修得させるため、養成教育を実施する。

イ. 訓練

登録審判員各々が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、その資質向上を図るために必要な地方訓練を実施する。

ウ. 審判員の交流及び審判判定研修

SG開催においては、開催場以外の審判長及び副審判長を派遣して執務させる。審判団による迅速かつ適切な判定を行う体制強化を通じて全場の判定統一を図るほか、お客様、選手及びオートレース施行者からの競走実施法人の審判判定に対する信頼の向上も図る。

また、審判実務担当者を対象とし、競技運営や審判判定上の諸問題等について情報共有を図り、審判実務の向上を図るための審判員判定研修会を適宜実施する。

②選手の養成及び訓練

ア. 養成

第40期選手候補生の養成を、オートレース選手養成所(以下「JIA」という。)の養成要綱により実施する。

オートレース選手として必要な素養を備え、デビュー直後から活躍できる選手の輩出を目標に指導方針を定め、科目区別に定めた訓練カリキュラムに基づく判別試験を実施するほか、学識経験者や著名プロスポーツ選手等による教育指導を行い、選手候補生の意識の向上を図るとともに、メンタルヘルスケアも行う等、プロスポーツ選手として素養を高める教育を実施することで、人格形成を図る。

また、選手として必要とされる行動特性等について調査を行うとともに、将来のスター選手の育成につながる取組を行う。

更に、競走路舗装の経年劣化対応について、酷暑対策を考慮しつつ適切な施工を行うための検討を実施する。

イ. 訓練

オートレースの公正安全確保を図るため、一般社団法人全日本オートレース選手会(以下「全才選」という。)役員を対象とした選手指導者中央訓練を実施する。

ウ. 選手候補生募集及びオートレース選手志望者の拡大

第41期選手候補生の募集を実施する。

募集にあたっては、JIAのホームページやJIA公式SNS等を活用し、オートレース選手という職業の認知度向上を図るとともに、各種イベントの実施及びWEBを活用した説明会等を実施し、応募者増加を図る。

また、バイク競技成績上位者や他スポーツ成績の全国上位者からの応募の拡大を図り、優秀な人材の確保に資する取組を行う。

(6)事故防止と公正確保

オートレースの競走について、公正安全かつ円滑な実施を確保する観点から、本財団

及び関係団体が実施する各種訓練を通じて、事故防止の徹底強化を図る。

オートレース施行者、競走実施法人及び全才選並びに施設会社と協力して競走全般の安全対策の工夫や改善等についての情報共有を図るほか、競走中等に重大事故が発生した際には、事故の検証を担う「事故再発防止検討部会」等において、事故の原因究明と再発防止策について過去の重大事故の検証結果も踏まえた十分な検討を行い、安全対策に万全を期す。

また、選手への注意喚起メールの配信及びコンプライアンスチェックの実施により公正安全を確保するほか、競走及び競走外において不適正な行為があった選手に対しては、必要な調査、情報収集を行い、登録削除、出場あっせん規制等の適切な措置を実施する。

(7)各種感染症への対応と対策

公正かつ安全な開催の実施を実現するため、コロナ禍で得た感染症対策の知見を活かし、各種感染症の感染拡大状況に応じ、適切な対策を講じる。

(8)選手の身体検査

選手が、オートレースの競走に出場するために必要とされる身体機能及び健康状態を有していることを確認し、オートレースの公正かつ安全な実施を確保するため、全選手を対象として年1回の身体検査を実施する。

(9)選手共済制度に対する助成

選手共済制度の円滑な実施を図るため、必要な助成を実施する。

(10)小型自動車競走場、専用場外車券売場の施設に係る業務

小型自動車競走場及び専用場外車券売場に対する実地調査については、「小型自動車競走に係る業務の方法に関する規程」第127条に基づき、施設関係法令及び通達との適合状況等について確認を行い、所轄経済産業局へ報告する。

なお、調査の結果、オートレースの公正または安全を確保するため必要があると認めるときは、当該オートレース施行者または設置者に改善を求める。

新規専用場外車券売場の設置については、所轄経済産業局が行う設置許可に対して協力を行うとともに、市場規模、集客性、収益性、利便性、地域貢献及び市場開拓の可能性等について、新規専用場外車券売場を検討するオートレース施行者等に対して助言を行う。

4. 交付金の還付

2025年度のオートレース事業の収支が赤字であったオートレース施行者に対して、「小

型自動車競走法」第21条の規定に基づき交付金を還付する。

5. その他オートレースに関する事業

JIAの施設については、選手候補生の増加、社会及び自然環境等の変化に対応するとともに、外部の希望者が利用できる開かれた施設とする。また、訓練以外の活用方法として、本財団の各種研修を実施する。

なお、上記以外のオートレース関係業務についても、必要に応じて適宜行う。

第4部 自転車競技法に基づく競輪の競技実施事業

1. 競輪競技運営事業

競輪競技運営事業について一括受託した開催において、競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務を以下により公正、安全かつ円滑に実施する。

また、お客様からの信頼を得るため、当該事務に係る環境整備、執務体制の見直し及び業務改善について検討する。加えて、研修及び訓練の充実により研鑽を重ね、前記各業務の正確性及び効率性を高めることを目的とした業務の改善を推進する。

(1) 競輪の競技の実施に関する事務及び執務の方針

① 番組編成

選手の能力や特性等を把握し、興味に富んだ番組を提供する。

② 検車

競走に使用する自転車について、厳正な検査を行い、競走の公正安全を確保する。

③ 選手管理

出場選手を保護管理し、適正な出場条件を確保して、競走の公正安全を確保する。

④ 審判

厳正に競技規則を適用し、正確かつ、迅速に業務を遂行して、競走の公正安全を確保する。

また、「審判長団」担当者を全ての特別競輪等に派遣して審判長として執務させるとともに、全てのGⅢ開催に派遣して審判業務全般について指導することにより、的確かつ一貫性のある審判判定の確保を推進し、お客様及び関係者からの更なる信頼の向上を図る。

2026年度競輪競技運営事業について一括受託を予定している競輪場別、競輪施行者別及び開催予定回数は別表のとおりである。

(2)競輪の公正を確保するために必要な附帯業務

①職員の研修等

職員及びその他の開催執務員一人一人が関係法規及び要領を習熟し、業務の方法の再確認を行い、その資質向上を図るために必要な研修会等を実施する。

特別競輪等の開催前に当該場の正副審判長及び各地区の審判長代表者を集め特別研修を実施するとともに、全審判長を対象とした交流研修会を開催中の競輪場で実施することで、お客様、選手及び競輪施行者からの更なる信頼の向上を図る。

また、副審判長を対象として、相互の意思疎通を図り、次期審判長の心構えを養うとともに、共通の審判理念に基づく統一的な審判判定を保持することを目的とした副審判長研修を実施する。

②業務の連絡調整及び改善研究等

業務連絡会議において、次に掲げる事項等に関して調整及び改善研究等を行う。

- ・番組編成、検車、選手管理及び審判の事務の実施方法等の標準化
- ・番組編成、検車、選手管理及び審判の事務に関し、お客様及び関係者から更なる信頼を得るものとするための方策
- ・番組編成、検車、選手管理及び審判の事務を正確かつ効率的に実施するための方法（機械化及びシステム化を含む）及び開催執務体制
- ・その他の一般事務の標準化、効率化の更なる推進

③競輪選手に関する業務及び競輪選手に対する指導

日競選との意思の疎通を図り、競輪を円滑に実施する協力体制を確保するため、連絡会議等を実施する。

また、日競選が競輪選手への指導及び教育を目的として行う研修及び訓練会等に、講師を派遣する等の協力を行う。

④各種感染症への対応と対策

公正かつ安全な開催の実施を実現するため、コロナ禍で得た感染症対策の知見を活かし、各種感染症の感染状況に応じ、適切な対策を講じる。

2. 競輪開催関連事業

競輪競技運営事業と連携し、競輪事業において必要不可欠な競輪開催関連事業を競輪施行者と協力して適正に実施する。

(1)車券発売等業務

競輪施行者から委託された車券の発売等に関する事務を関係法令及び本財団の業務

規程等(以下「法令及び規程等」という。)に基づき適正に実施する。

(2)競輪開催宣伝業務

競輪施行者から委託された競輪の開催に係る宣伝に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施する。

(3)競輪場等場内整理業務

競輪施行者から委託された入場者の整理その他競輪場内の整理に関する事務を法令及び規程等に基づき適正に実施する。

競輪場の場内整理業務を委託された競輪場においては、所轄の警察署その他の関係機関と緊密な連携を保ち、不法及び迷惑行為の防止並びに暴力団の入場禁止及び退場措置等を講じて競輪場内の秩序維持と競走の安全を確保する。

(4)前各号以外の競輪事業に附帯する業務

競輪事業の経営の効率化に寄与するために競輪施行者の行う開催事務の支援を行うとともに、競輪施行者から競輪開催に附帯する競輪場等における式典及びイベント並びにその他の事務を受託し、適正かつ円滑に実施する。

2026年度における(1)から(4)に掲げる事務の競輪場別、競輪施行者別受託予定業務は別表のとおりである。

(5)競輪関係団体等が行う競輪関係事業への支援業務

①公益社団法人全国競輪施行者協議会

競輪競技運営事業について一括受託した競輪開催に伴う競輪選手参加旅費の支払事務代行業務並びに選手拠点駅及び選手最寄駅に関する登録等管理事務の代行業務を行う。

②一般財団法人全国競輪選手共済会

競輪競技運営事業について一括受託した競輪開催において発生した選手の傷病等の災害補償等に関する事務を行う。

③日競選

競輪競技運営事業について一括受託した各競輪場における選手の日競選会費の徴収及び送金に関する事務を行う。

④競輪施行者が行う報道への協力

競輪競技運営事業について一括受託した競輪開催について報道機関との連携を密に

し、競技情報の提供等に関する事務を行う。

別表(「自転車競技法」に基づく競輪事業)

競輪場	予定 開催 回数	競輪施 行者名	施行者 予定 開催 回数	競輪競技 運営事業	競輪開催事業			
					車券発売 等事業	競輪開催 宣伝事業	競輪場等 整理事業	その他の競 輪附帯事業
函館	11	函館市	11	一括受託 (予定)				
青森	13	青森市	13	一括受託 (予定)				
いわき平	15	いわき市	13	一括受託 (予定)			一部受託 (予定)	
		函館市	2	一括受託 (予定)				
弥彦	11	弥彦村	11	一括受託 (予定)				
前橋	15	前橋市	13	一括受託 (予定)				
		立川市	2	一括受託 (予定)				
取手	13	茨城県	12	一括受託 (予定)				
		取手市	1	一括受託 (予定)				
宇都宮	14	宇都宮市	14	一括受託 (予定)				
大宮	10	埼玉県	10	一括受託 (予定)				
西武園	13	埼玉県	13	一括受託 (予定)				
京王閣	12	東京都十一市 競輪事業組合	12	一括受託 (予定)			一部受託 (予定)	
立川	11	立川市	11	一括受託 (予定)			一部受託 (予定)	一部受託 (予定)
松戸	12	松戸市	12	一括受託 (予定)				
千葉	0	千葉市	0	-				
川崎	13	川崎市	11	一括受託 (予定)				
		小田原市	2	一括受託 (予定)				
平塚	12	平塚市	12	一括受託 (予定)				
小田原	11	小田原市	11	一括受託 (予定)				
伊東温泉	12	伊東市	12	一括受託 (予定)				
静岡	12	静岡市	12	一括受託 (予定)				

競輪場	予定開催回数	競輪施行者名	施行者予定開催回数	競輪競技運営事業	競輪開催事業			
					車券発売等事業	競輪開催宣伝事業	競輪場等整理事業	その他の競輪附帯事業
名古屋	13	名古屋競輪組合	13	一括受託(予定)				
岐阜	16	岐阜市	13	一括受託(予定)				
		福井市	3	一括受託(予定)				
大垣	17	大垣市	12	一括受託(予定)				
		福井市	5	一括受託(予定)				
豊橋	12	豊橋市	12	一括受託(予定)				
富山	10	富山市	10	一括受託(予定)				
松阪	15	松阪市	13	一括受託(予定)				
		富山市	2	一括受託(予定)				
四日市	12	四日市市	12	一括受託(予定)				
福井	5	福井市	5	一括受託(予定)			一部受託(予定)	
奈良	20	奈良県	12	一括受託(予定)			一部受託(予定)	
		京都府	6	一括受託(予定)			一部受託(予定)	
		和歌山県	2	一括受託(予定)			一括受託(予定)	
京都市向日町	0	京都府	0	-				
和歌山	12	和歌山県	12	一括受託(予定)			一部受託(予定)	
岸和田	19	岸和田市	13	一括受託(予定)			一部受託(予定)	
		京都府	6	一括受託(予定)			一部受託(予定)	
玉野	21	玉野市	13	一括受託(予定)				
		高松市	8	一括受託(予定)				
広島	13	広島市	13	一括受託(予定)				
防府	13	防府市	13	一括受託(予定)				

競輪場	予定開催回数	競輪施行者名	施行者予定開催回数	競輪競技運営事業	競輪開催事業			
					車券発売等事業	競輪開催宣伝事業	競輪場等整理事業	その他の競輪附帯事業
高松	0	高松市	0	-				
小松島	12	小松島市	12	一括受託(予定)				
高知	14	高知市	14	一括受託(予定)				
松山	18	松山市	14	一括受託(予定)				
		高松市	4	一括受託(予定)				
小倉	15	北九州市	13	一括受託(予定)				
		防府市	2	一括受託(予定)				
久留米	12	久留米市	12	一括受託(予定)				
武雄	15	武雄市	15	一括受託(予定)				
佐世保	12	佐世保市	12	一括受託(予定)				
別府	15	別府市	15	一括受託(予定)				
熊本	15	熊本市	15	一括受託(予定)				一部受託(予定)
合計	536		536					

第5部 競輪の公正かつ安全な開催運営及び発展に貢献する車両情報システムの安定かつ安全な運用管理及び開発事業

1. 次期車両情報システムの検討

2028VIS構築プロジェクトを関係団体と連携し、2028VISシステム化計画書に則り推進する。

2026年度は引き続き、2028VISの主要システムを開発事業者とともに開発工程を進める。

2. 車両情報システムの安全な運用管理

(1) 車両情報システムの安定運用

システム障害の発生時を想定して、サービス復旧を短時間で行えるよう訓練の充実を図るとともに、障害の未然防止の観点からシステムの定期点検を実施する。

システム障害発生時においては、SEサポート会社等と協力し、迅速な復旧対応を図るとともに、当該事案についての改善策を策定する。

GP、G I 及びG II での性能状況を監視し、電話投票、インターネット投票サービスの維持及び発売機会の損失の未然防止を実施する。

(2)車両情報システムの安全確保

個人情報やシステムのセキュリティ確保のため、アクセス管理やセキュリティチェックを定期的実施する。

また、適宜拠点運用者への教育訓練を実施するとともに、情報資産を適切に保護し、情報セキュリティを確保する。

3. 車両情報システムの調査研究

車両情報システム全般に亘る情報を収集し、より事業の安定性を確保できる機器構成、運用体制等を検討するとともに、最新技術の活用方法について研究を実施する。

4. その他車両情報システムに関する事業

上記以外の車両情報システムに関する業務について、必要に応じて適宜実施する。

第6部 自転車競技スポーツの普及及び振興に関する事業

1. 地域における自転車競技者層の底辺拡大

地域における競技者数の拡大と競技力の向上を目指し、一般市民を対象とした自転車クラブを運営する事業や、自転車競技未経験者・初心者がトラック競技をはじめとする自転車競技への参加につながる事業を実施、支援する。競輪場を拠点とした地域密着型育成事業を促進し若年層の育成を行い、未来の選手候補の発掘を促す。

第7部 本財団の目的を達成するために必要な事業

競輪及びオートレース業界が定めた中期基本方針の達成に資するための方針管理及び業務改善(PDCA)の実践により、働き方改革及び人材育成を実施する。

1. 方針管理及び業務改善

2026年度の事業を遂行するために、定期的な進捗管理の実施や事業の振り返りを行い方針管理及び評価に基づく業務改善を実践するほか、開催現場を含んだ業務の標準化やインフラの整備を推進するとともに、人材育成を行い、多様性の受容を推進する施策への反映等を通じ機能的かつ柔軟性のある組織の変革を図る。

2. 組織機能の強化と事業の効率化

競輪振興法人、競技実施法人及び小型自動車競走振興法人としての役割を明確にし、それぞれの機能を強化するとともに、各法人における部署間連携を深めるための総合調整を強化する。また、AI等を利活用した効率的な業務運営を目指して、業務効率化を進

め、適正な人員配置を行う。

(1)組織機能の強化

本財団組織の更なる強化を図るため、方針管理及び業務改善のもとでの業務の効率化、人材採用強化等を行うとともに、これらを効果的に推進するための調査研究を実施する。

(2)経理事務の効率化

公益法人会計新基準への移行を効率的に進めるため、情報収集や作業手順の変更点の取りまとめを行う。

(3)人材マネジメント制度の活用

組織の活性化及び人材育成を図るため、人材マネジメント制度に基づき、各職員が年度方針に沿った個人目標設定を行った後、業務遂行し、その振り返りを通じて組織の方向性と役割を理解して個人レベルのPDCAサイクルを実践するとともに、当該結果を昇格及び賞与査定の参考資料として活用する。

(4)人材育成と能力開発の強化

階層別研修の実施等職員のスキル向上のための各種研修を実施する。

3. 事業の適正化

(1)監事監査等への協力

監事及び会計監査人の行う監査に協力し、事業の適正性を確保する。

(2)補助事業における補助金の確定後の監査

補助金が確定した補助事業について、実施事業の適正性、確定後の管理、運営状況及び事業成果の監査を行う。

(3)コンプライアンス

適切な管理体制を構築することでガバナンスを強化し、法令遵守を第一とした行動指針に則り、本財団の事業の透明性及び公平性を確保する。

(4)情報セキュリティの確保と個人情報及び法人文書の管理

本財団への不正アクセスや情報漏えいの対策を講じるために策定した情報セキュリティポリシーを適切に運用する。

また、本財団が所有する個人情報及び法人文書について法令に基づき適切に管理する。

4. 不動産賃貸事業

本財団が所有する土地及び建物の資産を有効に活用する事業を行う。

5. 安定した法人運営

安定した法人運営体制を確保するため、本財団における各種感染症の感染拡大防止に努める等、各事務所、役職員及びその家族の安全を守るよう引き続き必要な措置を講じる。